青森公立大学情報システム委員会規程

平成21年4月1日 規程第22号

改正 平成22年 4月規程第 21号 平成23年 3月規程第 6号 平成31年 3月規程第 21号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学情報システム委員会の設置、組織及び運営について 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学の情報システムの更新及び運用に関する事項について審議する ため青森公立大学情報システム委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第3条 委員会は、青森公立大学の情報システムの更新、運用、事故処理等(次項において「情報システムの更新等」という。)について審議する。
- 2 委員会は、情報システムの更新等について必要があると認めるときは、教育研究審議会に諮るものとする。

(組織)

- 第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 図書館長
 - (5) 地域連携センター長
 - (6) 事務局長
 - (7) 情報関連科目担当教員及びそれ以外の教員のうちから委員長が指名する者若干名

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。 (会議の成立) 第7条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。 (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第21号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年規程第21号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。